

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、生活者の重要な食料である野菜の計画的な生産を進めるとともに、計画生産を行う生産者に対し価格低落時に補給金（以下「安値補償金」という。）を交付することにより、持続的な生産活動の継続と消費者への安定した野菜供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野菜安値補償金の造成及び管理に関する事業
- (2) 野菜安値補償金の交付に関する事業
- (3) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この協会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この協会の事業に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する目的で入会した団体及び個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の議決により別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(加入預り金)

第7条 正会員は、1口以上の加入預り金を預けなければならない。

- 2 賛助会員は、加入預り金を預けることができる。
- 3 加入預り金1口の金額は5,000円とする。
- 4 加入預り金は、現金をもって払込むものとする。
- 5 会員は、加入預り金の払込みについて、相殺をもって協会に対抗することができない。
- 6 加入預り金の受入れ及び管理等の取扱いについては、理事会の議決により別に定める。

(負担金)

第8条 会員は、業務方法書で定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

2 協会は、特別の必要があるときは、総会の議決により会員から臨時負担金を徴収することができる。

(任意退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、理事会の議決により別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則・規程に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 業務方法書の設定又は変更（業務区分、業務対象年間、補償基準価格、最低基準価格及び資金造成単価等を定めた別表の変更を除く）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は毎年1回事業年度終了後、3月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長に事故あるときの議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第19条 前条の規定にかかわらず、法人法第58条の要件を満たしたときは総会の決議があったものとみなす。また、法人法第59条の要件を満たしたときは総会への報告があったものとみなす。

(書面議決)

第20条 総会に出席しない正会員は、書面で議決権を行使することができるときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席しない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を協会に提出し、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席者の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、つぎの役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員の役職員の中から総会の決議によって選任する。

ただし、特に必要と認められる場合には、正会員の役職員以外の者を役員2名以内の範囲において選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところに

より、この協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、理事会の議決を経て定める理事の職務権限規程により、この協会の業務を執行する。

4 会長、専務理事は、各事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 29 条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行ったために要する費用の支払いを行うことができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は総会の議決により別に定める。

(責任の免除)

第 30 条 この協会は、役員の方法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 規則・規程の制定、改定及び廃止に関する事項

(招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長及び副会長に事故あるとき又は全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、方法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。また、方法第 98 条の要件をみたしたときは理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 37 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 この協会の目的である事業を行うために不可欠な財産を、この協会の基本財産とする。

2 前項の財産は、この協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(資産)

第39条 協会の資産は、次号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 加入預り金
- (2) 負担金
- (3) 補助金等
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の資産・収入

(資産の区分経理)

第40条 協会の資産は、これを第41条の普通財産及び第42条の補償準備金等に区分して経理するものとする。

(普通財産)

第41条 次に掲げる財産を普通財産とする。

- (1) 普通財産とすることを条件に交付された補助金等
- (2) 補償準備金等から生ずる果実
- (3) 第39条第5号に掲げる収入
- (4) 前号各号に掲げる財産から生ずる果実

(補償準備金)

第42条 補償準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会員が納付した負担金
 - (2) 補償準備金を造成するため交付された補助金等
- 2 補償準備金は、特定野菜等価格差補給事業勘定及び広島県振興野菜勘定に係る補償準備金並びにその他勘定の補償準備金に区分して経理するものとする。
- 3 補償準備金は、補償金の交付にあてるほか、これを処分してはならない。

(資産管理)

第43条 協会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により別に定める。

(管理費等の支弁)

第44条 協会の管理費及び第4条第3号に掲げる事業に要する経費は、普通財産、補償準備金等から生ずる果実をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第46条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間供え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この協会は、総会の決議その他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第50条 この協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第51条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 業務の執行等

(事務局)

第52条 この協会の事務を処理するために、事務局を置き、所要の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、山崎 逸郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成27年6月19日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月18日から施行する。